⑵　機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けており、認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）

⑷　経常ＪＶ及び事業協同組合として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。

⑸　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑹　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任で配置できること。

⑺　単体、経常ＪＶ及び事業協同組合の代表者及び構成員は、確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系・荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑻　提出された技術提案書（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している設計図書及び制約条件を満たしていること。

⑼　機構が発注した工事のうち、平成30年１月１日から令和元年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。

①　工事実施に伴う周辺環境対策に関する提案

②　工事ヤード内の防犯対策及び作業員の安全対策に関する提案

⑵　技術点の付与　評価項目に対する提案制限数、評価基準、評価点の満点及び技術点の配分は入札説明書のとおりとする。

⑶　指名停止措置の状況　２⑺に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１箇月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。

また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

なお、価格点と技術点の算定は入札説明書のとおりとする。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、入札説明書及び設計図書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否等　技術提案の採否については、競争参加資格の結果通知に併せて書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札することを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責めにより、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。また、その場合には工事成績評定点を減じる措置を行う。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

工事成績評定点の減点は以下のとおりとする。

・「工事実施に伴う周辺環境対策に関する提案」について最大５点

・「工事ヤード内の防犯対策及び作業員の安全対策に関する提案」について最大５点

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）

本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇される期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続き等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　技術管理室契約企画課　松崎、川本　電話048―600―6534（直通）　ＦＡＸ048―600―6588

本件に関する問い合わせは、９時30分～17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時までを除く。）

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　令和３年２月５日（金）から令和３年３月３日（水）17時まで。

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については⑴契約担当窓口まで問い合わせること。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　見積りに必要な歩掛見積参考資料等の追加交付　見積りに必要な歩掛見積参考資料等の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付期間　令和３年４月２日（金）から令和３年４月28日（水）まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については⑴契約担当窓口まで問い合わせること。

⑷　確認申請書等及び技術提案の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　令和３年２月５日（金）から令和３年３月３日（水）17時まで。

ただし、持参する場合は、上記機関の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑸　入札書の提出方法及び開札日時等

①　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　令和３年４月28日（水）から令和３年５月13日（木）17時まで機構に到着した入札書に限り有効とする。ただし、持参する場合は、上記機関の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く）